

令和5年度 除雪・凍結防止剤散布業務の変更点及び連絡事項等

1 前年度からの主な変更点

(1) 除雪等委託業務に係る施工体制確認型契約方式

- ・令和5年度より、「飯綱町ブロック」「信濃町ブロック」の2ブロックが小規模維持補修工事JVと一体化。

(2) 工区設定

- ・除雪3工区と散布7工区を廃止し、除散26工区を追加。

2 連絡事項等

(1) 除雪業務に係る道路維持作業用自動車届出確認証の提示。

- ・落札候補者は、車検証及び道路維持作業用自動車届出確認証を提出する。
- ・新規届出となる場合は、その旨を報告のうえ手続きを行い、手続き完了後速やかに提出する。

(2) GPS機器を活用した除雪管理システムの運用

- ・当面の間、各機械にシステムの端末（スマホまたはGPSロガー）と、従来のタスクメーターを併設して運用。（システムに支障が出た場合の代用を想定）
- ・スマホはリアルタイムで機械位置が把握可能なため、緊急輸送路に優先配備。また、散布車は国道と2.5m³級以上の車両に配備。その他機械はGPSロガーを配備している。